

大阪市条例第51号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(義務教育等教員特別手当) 第14条の4 [略] 2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内において、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じて、 <u>市規則で定める校務の種類に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、市規則</u> で定める。 (教職調整額) 第23条の2 教育職員（校長、園長、副校長、教頭及び大阪市立デザイン教育研究所条例（昭和62年大阪市条例第49号）第1条に規定する大阪市立デザイン教育研究所（以下「デザイン教育研究所」という。）に勤務する <u>教育職員並びに指導改善研修被認定者</u> （ <u>教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）</u> <u>第25条第1項の規定による認定を受けた者</u> であつて、 <u>当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。）を除く。<u>以下この項及び第3項において同じ。）</u>には、その者の給料月額の<u>100分の10（幼稚</u></u>	(義務教育等教員特別手当) 第14条の4 [同左] 2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内において、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じて、 <u>市規則</u> で定める。 (教職調整額) 第23条の2 教育職員（校長、園長、副校長、教頭及び大阪市立デザイン教育研究所条例（昭和62年大阪市条例第49号）第1条に規定する大阪市立デザイン教育研究所（以下「デザイン教育研究所」という。）に勤務する <u>教育職員</u> を除く。 <u>第3項において同じ。）</u> には、その者の給料月額の <u>100分の4</u> に相当する額の教職調整額を支給する。

園の教育職員にあつては、100分の4)に相
当する額の教職調整額を支給する。

[2・3 略]

附 則

[1~9 略]

(教職調整額に関する特例)

10 次の表の左欄に掲げる期間における第23

条の2第1項の規定の適用については、同
項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同
表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から	100分の5
同年12月31日まで	
令和9年1月1日から	100分の6
同年12月31日まで	
令和10年1月1日から	100分の7
同年12月31日まで	
令和11年1月1日から	100分の8
同年12月31日まで	
令和12年1月1日から	100分の9
同年12月31日まで	

別表第2

教育職給料表

ア 教育職給料表(1)

[表 略]

備考

[(1)~(5) 略]

(6) この表の適用を受ける校長及び教頭
の給料月額は、この表の規定による給
料月額に4,000円を加えた額とする。

(7) この表の適用を受ける定年前再任用
短時間勤務職員の基準給料月額は、次

[2・3 同左]

附 則

[1~9 同左]

[新設]

別表第2

教育職給料表

ア 教育職給料表(1)

[表 同左]

備考

[(1)~(5) 同左]

[新設]

(6) この表の適用を受ける定年前再任用
短時間勤務職員の基準給料月額は、次

の表に掲げる額とする。ただし、当該定年前再任用短時間勤務職員のうち、デザイン教育研究所に勤務する職員であつてその職務の級が1級、2級又は特2級である者の基準給料月額は、同表に掲げる額に当該額の100分の6に相当する額（その額が23,000円を超えるときは、23,000円）を加えた額とし、校長及び教頭の基準給料月額は、同表に掲げる額に4,000円を加えた額とする。

[表 略]

イ 教育職給料表(2)

[表 略]

備考

[(1)～(4) 略]

(5) この表の適用を受ける校長、副校長及び教頭の給料月額は、この表の規定による給料月額に4,000円を加えた額とする。

(6) この表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、次の表に掲げる額とする。ただし、当該定年前再任用短時間勤務職員のうち、校長、副校長及び教頭の基準給料月額は、同表に掲げる額に4,000円を加えた額とする。

[表 略]

[ウ 略]

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

の表に掲げる額とする。ただし、当該定年前再任用短時間勤務職員のうち、デザイン教育研究所に勤務する職員であつてその職務の級が1級、2級又は特2級である者の基準給料月額は、同表に掲げる額に当該額の100分の6に相当する額（その額が23,000円を超えるときは、23,000円）を加えた額とする。

[表 同左]

イ 教育職給料表(2)

[表 同左]

備考

[(1)～(4) 同左]

[新設]

(5) この表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、次の表に掲げる額とする。

[表 同左]

[ウ 同左]

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて同日の前日までに同条第4項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する職員の給与に関する条例の規定による教職調整額及び超過勤務手当の支給については、この条例による改正後の職員の給与に関する条例第23条の2第1項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。